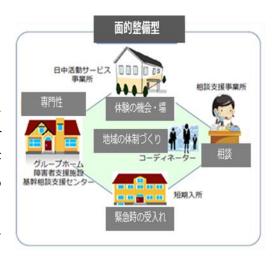
「地域生活支援拠点等検討部会」令和2年度後期活動報告について

1 地域生活支援拠点等の概要

地域生活支援拠点等(以下「拠点」という。) は、障害のある人の高齢化、重度化や「親亡き後」 を見据え、障害のある人とその家族が住み慣れた 地域で安心して暮らせるよう、緊急時の相談と居 住支援のための機能を整備することにより、障害 のある人の生活を地域全体で支える提供体制の ことをいいます。

拠点の整備については、今年度末までの整備を 目標として掲げています。



2 部会員

所 属 機 関	氏 名
社会福祉法人 觀寿々会	堤 勝彦(部会長)
医療法人 成精会	垣田 泰宏
刈谷市障害者支援センター	相澤 道子
西三河南部西地域アドバイザー	大南 友幸
刈谷市民生委員・児童委員連絡協議会	安藤 円
刈谷市社会福祉協議会	梅本 秀之
社会福祉法人 ひかりの家	武田 智枝
刈谷市肢体不自由児・者父母の会	藤井 孝
刈谷手をつなぐ育成会	幅上 三津子
刈谷地域精神障害者家族会	長谷川 宏

3 検討経過

拠点が持つ機能のうち、「相談」、「緊急時の受入れ」の優先整備に向けて検討しました。

	開催日	内容
第 13 回部会	11月12日	・地域生活支援拠点ガイドラインについて
第 14 回部会	1月21日 (書面会議)	・地域生活支援拠点ガイドラインについて意見収集・地域生活支援拠点パンフレットについて意見収集

	開催日	内容
第 15 回部会	3月4日	・第 14 回部会における意見について ・拠点事業の運用開始時期について ・来年度地域生活支援拠点等検討部会について

4 検討結果

(1) 緊急時支援の対象者について

ア 概要

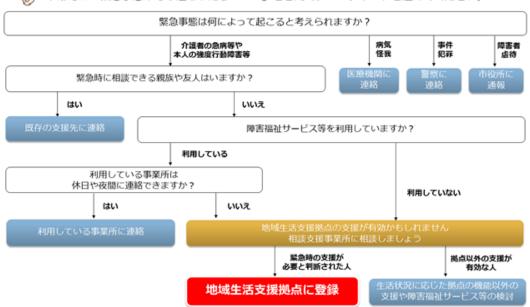
- ・障害種別を問わず、全ての障害のある人を対象とするが、これまでの支援体制によって支援が受けられる人は拠点の利用は不要となる。運用開始時は、緊急事態発生時に一時的な居住の確保が差し迫ることが見込まれる人を想定している。
- ・緊急時の支援を適切に行うため、事前登録(緊急時対応プランの作成)を必須とし、 障害の程度やサービス利用の有無にかかわらず、緊急時の支援が必要と見込まれる 人に対して事前登録を勧奨していく。

イ 想定する対象者

- ・普段は家族の支援により生活できているが、家族の急な不在(入院等)により、一時的に居住の確保が必要な人
- ・行動障害等、本人の障害の状態の変化により、家族の支援では対応できなくなり、 一時的に居住の確保が必要な人
- (2) 相談、緊急時の受入れについて



平常時に「緊急事態がもし起こったら・・・」を考えてフローチャートを進んでください。



ア 概要

相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、常時の連絡体制を確保するととも に、緊急の事態に緊急時対応プランに基づいた必要な支援を行う。

拠点の運用開始により、将来を見据えた予防的取組みにつながることが期待できる。 日頃から関わっている身近な人たちによる地域での見守りや成年後見制度等の活用な ど、拠点の利用に至らない状況となることが理想である。

緊急時の受入れ

自宅での生活の継続に向けた調整を行い、なお自宅での生活が困難な場合に短期入 所施設等との調整等の必要な対応を行い、緊急受入体制の確保を図る。また、事前に 受入候補施設への体験利用を提案する。

緊急時の受入先となる市内の施設は、現在計画的な利用が行われているが、拠点対象者の利用については、突発事象として、可能な範囲での柔軟な運用により、受入体制を整える。

イ 提供体制

相談

- A) サービスの利用等を通じて相談支援事業所と契約している場合は、当該相談支援 事業所が緊急時対応プランの作成等を行う。
- B) サービスの利用等がなく、相談支援事業所がない場合は、基幹相談支援センター が緊急時対応プランの作成等を行う。
- C) 夜間、休日等、相談支援事業所につながらない時は、相談支援事業所が作成した 緊急時対応プランを元に拠点コーディネーターが対応する。

	日中	休日・夜間 (緊急時)	
サービス利用あり	特定相談支援事業所	- 拠点コーディネーター	
サービス利用なし	基幹相談支援センター	拠点コーノイイーグ	

緊急時の受入れ

- ◆自宅での生活の継続に向けた調整
 - 緊急時対応プランに基づいたサービスの利用調整等を行う。
- ◆自宅での生活の継続が困難な場合の緊急受入先の調整
 - ・受入候補施設への利用調整、利用する上で必要な支援を行う。 医療対応が必要な 場合は、医療機関との利用調整を行う。

(3)拠点の運用開始日 令和3年4月1日(木)

5 部会で議論された今後の検討課題

- (1) 地域生活支援拠点の本格運用に向けた事前準備について
 - ・相談支援事業所における事前登録の勧奨の判断基準のすり合わせを行う。
 - ・限られた相談支援員が有効な支援を行うための方策を検討する。
- (2) 運用開始後における相談及び受入れ調整機能の課題抽出、改善について
 - ・地域生活支援拠点の安定運用に向けた課題抽出などの検証及び改善策を検討する。
- (3)機能充実について

機能の充実に向けた優先順位付けや計画を定めて着実な実施に向けて検討する。